

# 長良川スイミングプラザ管理運営業務受託者募集要項

公益財団法人岐阜県スポーツ協会（以下「甲」という。）は、岐阜メモリアルセンターの指定管理者として、施設の活性化と施設利用者に対するサービスの向上に取り組むため、以下で示す業務を遂行する運営ノウハウを要する受託者（以下「乙」という。）を募集します。

## 1 対象施設

### (1) 長良川スイミングプラザ（以下「水泳場」という。）管理業務

施設概要	<p>屋外50mプール（水球競技兼用）</p> <p>規格 日本水泳連盟 競泳50m公認</p> <p>規模 50m 9コース（水深1.8m～2.1m）</p> <p>観客席 メインスタンド（RC造 屋根S造）</p> <p>収容人数 1850人</p> <p>照明 メインスタンド屋根及び照明塔2基 照度500ルクス</p> <p>附属施設 競技用電光表示装置、競技用公認記録計、 役員室、本部室等運営諸室</p> <p>屋内25mプール（温水）</p> <p>規格 日本水泳連盟 競泳25m公認</p> <p>規模 25m 7コース（水深1.1m～1.3m）</p> <p>観客席 RC造（屋根S造） 2階ギャラリー150人</p> <p>温水 ソーラシステム採用</p> <p>屋外飛込プール（アーティスティックスイミング競技兼用）</p> <p>規格 日本水泳連盟 飛込公認</p> <p>規模 プール25m×25m（水深3.5～5.0m）</p> <p>飛込台 5m、7.5m、10m</p> <p>飛板 1m（4基）、3m（2基）</p>
プール・プールサイド仕上	<p>（各プール共通）</p> <p>プール内面 プール用セラミックスタイル</p> <p>プールサイド床 防滑性ビニル床シート</p> <p>コンクリート化粧打放し吹付タイル</p>
施設面積	8883㎡
設備	<p>1階 玄関ホール、ロビー、本部室、会議室、放送室、記録 審判室、救護室、管理室、更衣室（男・女・障がい 者）、 シャワー室（男・女・障がい者）、湯沸室、器具庫、 便所（男・女・障がい者）</p> <p>2階 コンコース、便所（男・女・障がい者）</p>
利用料金	利用料金は、別紙「岐阜メモリアルセンター利用料金」のとおりとするが、条例の改定があった場合は、料金を変更する場合があります。

## 2 募集の内容

乙は、水泳場の管理運営業務を実施してください。なお、当該業務の詳細については、別添「長良川スイミングプラザ管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるとおりです。

## 3 契約期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とします。

## 4 開設期間及び開設時間

### (1) 開設期間

- ア 25m プール 4月1日から3月31日まで  
うち温水期間 4月1日から6月30日まで及び9月1日から3月31日まで  
うち冷水期間 7月1日から8月31日まで
- イ 50m プール・飛込プール  
原則として6月上旬から9月中旬まで。（6月及び9月は大会等以外開設しない。）
- ウ 休業日  
毎週火曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条

に規定する休日（以下「休日」という。）の場合には、その翌日とする。）及び12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし7月及び8月は除く。

エ 水温調整日

換水清掃及び安全点検日後、並びに12月29日～翌年の1月3日までの長期休業後に行うものとする。

オ 換水清掃及び安全点検日

25mプール：5月頃、11月頃（年に2回実施）

50mプール・飛込プール：5月頃（年に1回実施）

利用予定により日程がずれる場合もあるため甲と協議し決定する。

(2) 開設時間

ア 一般開放の場合（コース貸しを除く団体利用がない場合に限る。）

土曜日、日曜日、祝日及び7月20日から8月31日までの日

10：00から18：00（25mプール、50mプールともに）

平日 25mプールは13：00から20：30まで

50mプールは13：00から18：00まで

※但し、7月20日～8月31日までの平日を除く。

イ 団体利用（コース貸しを除く）の場合 原則として9：00から21：00まで

（ただし、甲が時間外利用を認めた場合は、甲が認めた時間内）

5 利用対象者

利用対象者は、大会・団体利用及び公的機関の競技力向上を目的としたコース利用を除き中学生以上の方で身長150cm以上**及びまたは**25m以上の泳力のある方を利用対象とする。

6 委託料

業務に行うにあたり要する経費は、甲が乙に支払う委託料により賄うこととする。

ただし、委託料については、乙の提案により決定します。

委託料の提案にあたっては、次に留意のうえ必要経費（甲が乙に支払う委託料）について、2年間の総額と年度毎の金額を提案してください。

水泳場管理業務に要する経費

ア 施設利用者が支払う利用料金は甲の収入とする

イ 委託料の提案額は、2年間の総額60,000千円（消費税及び地方消費税含む。）程度を想定しています。

7 募集から決定までのスケジュール

受託者の募集から決定までのスケジュールは次のとおりです。

募集の開始 令和8年2月12日（木）

質問の受付 令和8年2月12日（木）～2月20日（金）

申請書類の受付 令和8年2月25日（水）～3月4日（水）

受託者の決定 令和8年3月6日（金）迄

※休館日：2月17日（火）・3月3日（火）

8 応募資格

受託者として応募できる法人その他の団体は、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

なお、共同体で応募する場合には、全ての構成員が（1）及び（2）の要件を満たしている必要がある。また、代表構成員は（3）及び（4）の要件を満たすこととし、（5）の要件については構成員のいずれかが条件を満たしていること。

(1) 法人その他の団体であること。

(2) 団体及び代表者が、次の項目に該当しないこと。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

② 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

③ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）

- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者であっても、手続き開始の決定後、岐阜県が別に定める手続きに基づく入札参加資格の受付がなされている者を除く。）
- ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 岐阜県から「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領」に基づく資格停止措置を、申請書類の提出日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。
- ⑦ 最近3年間、本店及び支店、営業所等が都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑧ 岐阜県から「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、申請書類の提出日から評価委員会の日までの期間内に受けていないこと又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑨ 過去2年以内において、スポーツ施設の管理運営で重大事故を起こしていないこと。
- (3) スポーツ施設の管理運営実績をもち、安定的かつ円滑に管理運営を行なうことができる団体であること。
- (4) 次のいずれかに該当するもの。
  - ① 岐阜県の入札参加資格者名簿に登録されているもの。
  - ② 岐阜県内に本店又は支店もしくは営業所を有するもの。
- (5) 都道府県公安委員会が発行する警備業法第2条第1項第1号の認定を有するもの。

## 9 応募手続き

- (1) 募集要項の配布
 

令和8年2月12日（木）より岐阜メモリアルセンターのホームページに掲載します。  
HPアドレス <https://gifu-sports.org/gmc/>
- (2) 質問の受付
  - ア 受付期間 令和8年2月12日（木）～20日（金）
  - イ 受付場所 公益財団法人岐阜県スポーツ協会 施設課
  - ウ 提出方法 提案書作成にあたり質問がある場合は、別紙「長良川スイミングプラザ管理運営業務質問書」に質問事項を簡潔にまとめたうえ、電子メールまたは FAX により提出してください。
  - エ 質問に対する回答 質問受付後、岐阜メモリアルセンターのホームページに適宜掲載します。
- (3) 申請書類の受付
  - ア 受付期間 令和8年2月25日（水）～3月4日（水）※休館日：3月3日（火）  
休館日を除く午前9時から午後5時まで
  - イ 提出書類
 

次の書類（④の書類は、共同体で申請する場合に限ります。）を提出して下さい。

    - ① 長良川スイミングプラザ管理運営業務受託申請書（別記第1号様式）
    - ② 長良川スイミングプラザ管理運営業務計画書（別記第2号様式）
    - ③ 申請団体概要書（別記第3号様式）

※共同体で申請する場合は、それぞれの概要書を提出すること。

    - ④ 共同体構成員届出書（別記第4号様式）
  - ウ 提出先 公益財団法人岐阜県スポーツ協会 施設課
  - エ 提出方法 持参または、郵送により提出してください。郵送による場合は、書留郵便等配達記録の残る方法により行ってください。なお、提出最終日は17時必着とします。
  - オ 提出部数 正本1部、副本4部
- (4) 問合せ先
 

公益財団法人岐阜県スポーツ協会 施設課  
〒502-0817 岐阜市長良福光大野 2675-28 岐阜メモリアルセンター内  
TEL:058-233-8822 FAX:058-231-3484 Mail: [gmc@gifu-sports.org](mailto:gmc@gifu-sports.org)

10 受託者の選定手続き

(1) 審査方法

公益財団法人岐阜県スポーツ協会において、申請団体より提出された申請書類をもとに「総合評価落札方式」により審査を行い、最も優秀であると認められた1団体を受託者とします。なお、以下に示す総得点（180点）の6割を満たさない応募は選定の対象としません。

【実施方法】

申請団体より提出された申請書類をもとに、技術審査と価格審査を行います。得点配分は、技術審査100点満点、価格審査80点満点の計180点満点とします。審査の基準については、以下に示すとおりです。

(2) 審査基準

申請内容については、次の基準により審査します。

ア 技術審査（配点100点）

審査項目	審査の観点	配点
1 事業内容及び実施方法		30/100
①業務実施の基本方針	・施設の設置目的を的確に理解した提案となっているか。 ・スポーツ施設とスポーツ関係団体を有機的に連携させることで本県のスポーツ推進に貢献していくという当協会の施設運営方針に適合した提案となっているか。	15
②実施内容及び方法の妥当性	・実施内容及び方法に具体性があり、実現可能なものとなっているか。 ・実施内容及び方法に工夫がみられるか。	15
2 事業実施主体の適格性		30/100
①類似施設の運営実績	・類似施設を運営した実績がどの程度あるか。 ・類似施設の運営実績から、その知識・ノウハウ・経験等を当事業に十分生かせることが期待できるか。	10
②組織・体制	・申請団体の組織体制は、事業の遂行が可能なものか。 ・管理運営にあたる人員体制は可能か。 (経験者の配置等)	20
3 安全管理体制		40/100
①安全管理体制	・利用者の安全確保を最優先事項として位置づけ、事故防止を明確に運営方針に反映しているか。 ・安全を確保するための組織体制が十分なものか。 ・従事者配置基準（人数・配置場所・役割分担）が明確で、混雑時・緊急時の対応方法が具体的に示されているか。 ・プール等施設における安全管理や緊急時の対応実績が確認できるか。 ・従事者への教育・訓練・研修計画（救命講習、事故対応訓練等）が十分なものか。	40
合	計	100

イ 価格審査（配点80点）

(3) 審査結果

審査結果は、採用、不採用に関わらず、令和8年3月6日（金）までに電話にてご連絡します。

また、通知書類は追って郵送します。

なお、審査内容、結果についての異議は認めません。

11 その他

- (1) 提出書類等の作成過程で生じた経費等については、申請者の負担とします。
- (2) 提出書類等の提出物は、本業務における審査以外で使用しません。
- (3) 補足追加資料については、必要に応じて提出しても良いこととする。
- (4) 提出書類等の提出物は、返却しません。
- (5) 提出書類等の作成にあたっては、関係法令を遵守すること。

- (6) 本業務にかかる製作物の著作権は、当協会に帰属するものとし、製作にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法上に定められた手続きを行なうこと。もし、これらの問題が生じても、当協会は一切の責任を負わない。
- (7) 契約期間中に消費税率が変更された場合は、変更後の税率に換算した額を契約額とするので、必要経費（甲が乙に支払う委託料）の提案にあたっては、現在の税率で提案すること。
- (8) 受託者決定後に仮契約の締結を行い、本協会の理事会の成立後に本契約を締結します。